

Ⅰ. 調査概要

1. 事業の目的

スポーツ基本法(2011年8月施行)において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と障害者スポーツに関する基本理念が掲げられた。本事業では、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態について把握し、健常者と障害者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動を地域住民がさらに享受するための方策や目標設定の検討に活用することを目的とする。

2. 調査の内容

(1) 地方自治体における障害者スポーツ行政の現況調査

都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区の173自治体を対象に、障害者スポーツ担当部署、大会・イベントなどの実施事業、障害者スポーツ協会の有無、障害者スポーツ担当部局の移管・再編の予定、公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況などの実態を調査

(2) 全国障害者スポーツ大会に関する調査

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が2013年に実施した「全国障害者スポーツ大会都道府県指定都市における予選会実施競技に関する調査」のデータを二次分析し、都道府県・政令指定都市における全国障害者スポーツ大会の予選会の実施状況を把握

(3) 社会福祉協議会における障害者スポーツ支援状況に関する調査

全国1,742の社会福祉協議会を対象に、事業内容、障害者スポーツに関する事業の実施状況、障害福祉にかかる施設の管理・運営状況、ボランティアセンターの有無、障害者スポーツに関する行政部署及び地域組織等との協力関係などの実態を調査

(4) 特別支援学校体育連盟組織の設置状況に関する調査

全国特別支援学校長会の評議員(47都道府県代表)を対象に、地区ブロック及び都道府県の特別支援学校体育連盟組織の名称、対象とする障害種別・学部、加盟校数、主催大会の実施種目などの実態を調査

(5) 中央競技団体の障害者スポーツの推進状況に関する調査

日本体育協会加盟の57の中央競技団体を対象に、障害者に対する競技の普及・強化に関わる委員会の設置有無、指導者／審判員養成カリキュラムにおける障害者の指導法／審判法の導入状況、主催事業への障害者アスリートの参加状況、障害者スポーツ団体との連携などの実態を調査

3. 事業の実施体制

障害者スポーツに関わる関係団体や有識者等で構成される調査検討会議委員会を設置。全4回の調査検討会議を開催した。

(1) 実施体制

1) 委員リスト

委員長	藤田 紀昭	同志社大学大学院 スポーツ健康科学研究科 教授
委員	内田 若希	九州大学大学院 人間環境学研究院 講師
	大日方 邦子	電通パブリックリレーションズ シニア・コンサルタント
	加藤木 紳克	神奈川県教育委員会 教育局生涯学習部スポーツ課 専任主幹
	澤江 幸則	筑波大学 体育系 准教授
	高山 浩久	東京都障害者スポーツ協会 地域スポーツ振興室 室長
	富栄 さやか	仙台市レクリエーション協会
	中島 秀夫	滋賀県立障害者自立支援協議会 事務局長
	水原 由明	日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部長
	渡邊 一利	笹川スポーツ財団 専務理事

2) 事務局

澁谷 茂樹	笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所	主任研究員
小淵 和也	〃	研究員
山田 大輔	〃	研究員
上 梓	〃	研究員

(2) 調査検討会議の開催

1) 第1回調査検討会議

委員:8名

期日:2014年6月11日(水)17:00～18:35

会場:笹川スポーツ財団会議室

2) 第2回調査検討会議

委員:7名

期日:2014年8月1日(金)14:00～16:00

会場:笹川スポーツ財団会議室

3) 第3回調査検討会議

委員:7名

期日:2014年12月22日(月)16:00～17:55

会場:笹川スポーツ財団会議室

4) 第4回調査検討会議

委員:8名

期日:2015年2月23日(月)15:00～17:15

会場:笹川スポーツ財団会議室

4. 要旨

(1) 地方自治体における障害者スポーツ行政の現況調査

多くの自治体で「障害福祉・社会福祉関連部署」が障害者スポーツを所管

障害者スポーツの主たる担当部署は、都道府県では、45 道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、残りの 2 都県（東京都、佐賀県）が「首長部局のスポーツ担当部署」、市区では、「障害福祉・社会福祉関連部署」が 7 割弱、「教育委員会等のスポーツ担当部署」が 2 割弱であった。2012 年度に実施した調査と同様の結果であった。【図表 1-1、1-25】

大会、教室、講習会の 3 事業を全て実施しているのは、都道府県 4 割、市区 1 割

「障害者スポーツの大会やイベント」「障害者スポーツ教室」「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」の 3 事業全てを実施しているのは、都道府県 4 割、市区 1 割であった。障害者スポーツ大会は全ての都道府県と 7 割弱の市区、障害者スポーツ教室は 4 割の都道府県と 5 割の市区、障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会は 6 割の都道府県と 2 割弱の市区で実施していた。また、3 事業いずれも実施していない市区が 2 割弱あった。【図表 1-2、1-3、1-26、1-27】

大会では全スポの実施競技、教室では水泳、フライングディスク、卓球、ボッチャを実施

障害者スポーツ大会・イベントの実施種目の上位は、都道府県、市区ともに「陸上競技」「フライングディスク」「卓球」「水泳（水中歩行含む）」「ボウリング」となっており、全国障害者スポーツ大会（全スポ）での実施種目が上位を占めた。また、障害者スポーツ教室の実施種目は、都道府県、市区ともに「水泳（水中歩行含む）」「フライングディスク」「卓球」「ボッチャ」が上位であった。【図表 1-6、1-10、1-30、1-34】

(2) 全国障害者スポーツ大会に関する調査

国体開催地での全スポ開催を通じて、障害者スポーツの地域での普及と全国的な広がり

全国障害者スポーツ大会（全スポ）は、都道府県・政令指定都市において選考された選手、チームが出場する大会である。正式競技には、個人競技（6競技）と団体競技（7競技）の13競技があり、国体終了後に、同じ会場において、選手約3,000人、役員約2,000人規模で開催されている。全スポの本大会に向けた予選会が各地で開催されることによって、都道府県の障害者スポーツ推進体制が整備され、障害者スポーツの全国的な広がりにつながった点において、全スポの果たしてきた役割は大きい。

(3) 社会福祉協議会における障害者のスポーツ支援状況に関する調査

7 割弱の社会福祉協議会が障害当事者組織の運営支援をしている

社会福祉協議会においては、全体の 7 割弱が障害当事者組織の運営支援をしていた。運営支援先の内訳は「知的障害児・者（家族）の会」が 4 割弱と最も多く、次いで「肢体不自由児・者（家族）の会」が 3 割弱であった。また、障害福祉に関連する施設を管理・運営している割合は 3 割弱であった。【図表 3-2、図表 3-3】

4 割強の社会福祉協議会が障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等を開催

4 割強が障害者スポーツに関連するイベント・行事・教室等を開催していた。特に、障害当事者組織の運営支援をしている社会福祉協議会は、運営支援をしていない社会福祉協議会に比べて実施割合が高い。また、全体の 6 割強が、イベント・行事・教室等の開催以外に、スポーツ大会の後援や情報提供・広報、活動場所の

提供・貸出など、何らかの障害者スポーツに関する支援を実施していた。障害者スポーツに関する事業や個別の支援において、多様な地域組織との連携・協力が図られている。【図表 3-8、図表 3-10、図表 3-23、図表 3-30】

子供から高齢者まで参加できる種目、障害の有無や程度に合わせて取り組みやすい種目を実施

障害者スポーツに関するイベント・行事・教室では、「体操(軽い体操、ラジオ体操など)」「フライングディスク」「グラウンド・ゴルフ」「ボッチャ」など、参加者の年代、障害の有無や程度に応じて、誰もが取り組みやすい種目を実施している。また、職員の障害者スポーツ関連資格の保有状況は 1 割程度であり、競技に関する高い専門性を必要とせずに実施できる種目が多い。【図表 3-13、図表 3-16、図表 3-19、図表 3-22、図表 3-26】

(4) 特別支援学校体育連盟組織の設置状況に関する調査

都道府県別に特別支援学校体育連盟があるのは半数以下、大会参加者は知的障害者が多い

都道府県において、特別支援学校の体育連盟は 19 都県で設置されており、東京都の 3 つの特別支援学校体育連盟を含めると、全国に 21 あることが分かった。都道府県単位、又はブロック単位の競技大会は、生徒数・学校数が多い知的障害と、運動部活動・クラブ活動の設置率が高い視覚障害及び聴覚障害を中心に開催されていた。全ての障害種別を対象としている特別支援学校体育連盟(9 県)においても、大会参加者の多くは知的障害者であった。特別支援学校体育連盟がない府県では、近隣の学校が集まるスポーツの交流会や、校長会主体のスポーツ大会などを開催し、特別支援学校の児童・生徒に競技の機会を提供していた。【図表 4-1、4-4】

(5) 中央競技団体の障害者スポーツの推進状況に関する調査

4 割の中央競技団体が障害者の普及・強化について組織内の委員会で検討

組織内の委員会・小委員会等で、障害者に対する競技の普及・強化について検討している中央競技団体は、全体の 4 割であった。障害者スポーツとして独立した委員会を設置している団体や、委員会内に小委員会を設置して、障害者スポーツの普及・強化を推進する団体もあった。【図表 5-1、5-2】

4 割の中央競技団体が障害者スポーツ団体主催の大会に審判を派遣

障害者スポーツ競技団体主催の各種競技会やスポーツイベントに審判員を派遣している中央競技団体は、全体の 4 割であった。一方で、公認審判員養成のカリキュラムに障害者のスポーツ参加や障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容を含んでいる中央競技団体は、2 割弱であった。【図表 5-5、5-7】

主催大会に障害者部門を設置している中央競技団体は 3 割

主催競技会における障害者の部門の設置状況について、3 割の中央競技団体が障害者部門を設置している。参加したアスリートの障害種別は、肢体不自由が 14 団体と最も多く、次いで、視覚障害(7 団体)と知的障害(6 団体)であった。障害者スポーツ競技団体と連携・協力し、競技大会やイベント等を開催した中央競技団体は 4 割であった。【図表 5-10、5-11、5-13】